

---

---

## 第2章

# 国際的制裁と対外政策

宮本 悟

---

2006年10月9日に朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮）が、最初の核実験を行ったことで、10月14日に国連安保理で国連憲章第7章41条に基づく対朝制裁決議が採択された。国連安保理の制裁が決議されるまで、対朝制裁は各国が個別に実施してきたものであった。国連安保理制裁決議によって国際的な枠組みによる対朝制裁が課せられたことになる。さらに、2009年5月25日の2回目の核実験によって、国連安保理では6月12日に新たな対朝制裁を決議した。

国連安保理の制裁決議以前から独自で対朝制裁を実施してきた国家としては、アメリカと日本が挙げられよう。アメリカは、1950年6月28日に輸出統制法（Export Control Act of 1949）を適用して以来、現在でも数多くの法令に基づいた対朝制裁を実施している。最も長きにわたって対朝制裁を続けているのは、アメリカであろう。また日本は、国連安保理制裁決議の約3カ月前である2006年7月5日から対朝制裁を実施し、現在では世界で唯一、対朝輸出入の全面禁止を実施している。

このように対朝制裁は、国連安保理制裁決議と日米などによる各国の独自制裁によって成り立っている。日本では、浅田 [2011: 14-24] や寺林 [2009: 63-73]、洪忠一 [2008: 3-17]、Miyamoto [2006] などによって各々の制裁について研究されてきた。しかし、国連安保理やアメリカ、日本による制裁のそれぞれの目的や内容の違いについては論じられてこなかった。さらに、制裁に対する朝鮮の政策についても、浅田 [2011: 14-24] や洪忠一 [2008: 3-17] が論じているが、それも個々の制裁に対する政策に限ったものである。

朝鮮側から見れば、国連安保理制裁決議も各国の独自制裁も、自国に対して実施されている制裁であることに変わりはない。朝鮮は、国連安保理制裁決議

だけではなく、各国の独自制裁に対する政策も追求せざるを得ない。そこで、本章では、国連安保理制裁決議やアメリカと日本の独自制裁のそれぞれの目的や制裁内容について論じた上で、それぞれの相違点と特徴を明らかにし、さらに制裁に対する朝鮮の政策を検討することで、国際的な対朝制裁とそれに対する朝鮮の政策の全体像を把握するための第一歩としたい。

ただし、独自の対朝制裁を実施しているのは本稿で考察する日米だけではない。実際には韓国政府による対北制裁もある。しかし、朝鮮半島の正統政府をお互いに主張していて、お互いに国家間の関係と認識していない南北朝鮮の経済関係は、分断当初から政治的に制限されてきた。しかも、朝鮮では、南北朝鮮関係を担当する部署が対外政策の部署とは異なるため、韓国政府の制裁と日米の制裁に対する政策は根本的に異なるはずである。したがって、韓国政府の制裁と日米の制裁に対する朝鮮の政策を同様に論じることが困難であるため、韓国政府による対北制裁は考察の対象に含めないことにする。

また、日米以外でも、オーストラリアやカナダ、欧州連合（EU）なども独自の対朝制裁を行っている<sup>(1)</sup>。しかし、朝鮮側の反応がほとんどないため、その影響力も検討を要するほどのものではないと考えられる。したがって、日米以外の各国の独自制裁を考察の対象としなくても、本稿の目的である対朝制裁とそれに対する朝鮮の政策の全体像を把握するのに大きな支障があるとは考えにくい。

## 第1節 国連安保理決議による制裁

国連安保理決議による対朝制裁は、国連憲章第7章41条に基づいて、国連加盟国に制裁を義務付けた国際的な枠組みによるものである。2010年末の時点で、朝鮮を対象として国連憲章第7章41条に基づいた制裁を定めている国連安保理決議は3つある。それは、国連安保理決議第1718号（2006年10月14日）、第1874号（2009年6月12日）、第1928号（2010年6月7日）である。ただし、第1928号は、第1874号第26項に基づいて制裁決議の実施の改善などの役割を1年期限で担った国連安保理制裁委員会の専門家パネルの期限を延長したり、各国関係者などに情報提供を要請したりしたものである。

よって、新たな制裁を加えたものではなく、効率的に制裁措置を実施するためのものであった。したがって、ここでは、第1928号については言及せず、第1718号と第1874号に限って制裁内容を分析したい。

第1718号は、2006年10月9日に実施された朝鮮の核実験を受けて、10月14日に決議された。対朝関連で国連憲章第7章41条に基づいた初めての制裁決議でもある。第1718号では、3つの分野で、朝鮮への供給や販売、移転が禁止されている。①戦車、装甲戦闘車両、大口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃ヘリコプター、軍用艦艇、ミサイルもしくはミサイル・システム、もしくは予備部品を含む関連物資、または、安全保障理事会もしくは第1718号第12項に基づいて設立される制裁委員会によって定められる品目、②国連文書S/2006/814とS/2006/815の品目、さらに朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連またはその他の大量破壊兵器関連の計画に資するその他の品目、資材、機材、物品及び技術、③奢侈品（贅沢品）、である。奢侈品以外は、朝鮮からの供給や販売、移転も禁じられている。さらに、朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連またはその他の大量破壊兵器に関係し、安全保障理事会や制裁委員会によって指定された個人の渡航禁止と個人や団体の資産凍結も求められている。

第1874号は、2009年5月25日に実施された朝鮮の核実験を受けて6月12日に決議された。供給や販売、移転に関して第1718号と大きく異なる点は、①の分野で、全ての武器と関連物資の提供、製造、維持または使用に関する金融取引、技術訓練、助言、サービスや援助が禁止されたことである。ただし、朝鮮に対する供給や販売、移転に限って、小型武器とその関連物資は認められており、その場合には少なくとも5日前までに制裁委員会に通知する義務がある。さらに、制裁品目が掲載されていると信じる合理的根拠があることを示す情報を有する場合には、自国の領域内での貨物検査か、船舶の旗国の同意のうえで公海上での船舶検査をすることが要請される。

両決議共に、朝鮮の核やミサイル、大量破壊兵器問題を解決することが目的であり、それらの関連物資や武器の取引、奢侈品には制限を加えているものの、多くの民需品の取引に関しては禁止していない。また、第1874号では朝鮮に対する新たな無償援助や資金援助、緩和条件による貸付けをしないことが求められているが、人道援助や開発援助は適用外である。そのため、朝鮮との民需品貿易や人道援助、開発援助は許されており、中国やロシアをはじめとする各

国による奢侈品を除いた民需品の対朝貿易や人道援助、開発援助に関しては、国連安保理決議の制裁対象外とされることになる<sup>(2)</sup>。ただし、民需品には、武器関連物資になり得るものもあり、各国の判断によっては制限されることもある。

さらに、制裁品目は、第 1718 号第 12 項に基づいて 2006 年 10 月 14 日に設立された制裁委員会によって増加することがあり得る。制裁委員会の役割は、情報収集や追加制裁品目などの決定、さらに資産凍結などの制裁対象の個人および団体を指定することなどである。第 1874 号決議の後である 2009 年 7 月 16 日に制裁委員会は、①の分野で、放電加工機用黒鉛さらにパラ系アラミド繊維とそのフィラメントやテープを制裁品目に加えた (United Nations, Security Council [2009: 4])。

資産凍結などの制裁対象となる個人と団体の指定も増加している。制裁委員会は、2009 年 7 月 16 日に資産凍結の対象として新たに 5 団体 (南川江貿易会社、香港エレクトロニクス、朝鮮革新貿易会、原子力総局、朝鮮壇君貿易会社) を指定した。さらに、渡航禁止と資産凍結の対象として 5 個人 (李済善・原子力総局総局長、黄錫夏・原子力総局総局長、尹浩鎮・南川江貿易会社代表、李弘燮・寧辺原子力研究センター元局長、韓裕魯・朝鮮竜岳総合貿易会社総社長) を指定した (United Nations, Security Council [2009: 3-5])。この指定によって、すでに 4 月 24 日に資産凍結の対象に指定されていた 3 団体 (朝鮮鉱業開発貿易会社、朝鮮嶺峰総合会社、端川商業銀行) に加えて、国連安保理制裁決議に基づく資産凍結の対象は 8 団体、資産凍結と渡航禁止の対象は 5 個人となって 2010 年末現在に至っている (United Nations, Security Council Committee [2009])。

ただし、国連安保理決議は、国連加盟国に対朝制裁を義務付けているが、実施しなくても罰則があるわけではないので、これらの制裁措置を各国が遵守しているとは限らない。第 1718 号と第 1874 号に基づいて、国連加盟国は制裁決議に応じた自国の措置を制裁委員会に報告することになっている。しかし、第 1718 号と第 1874 号に対応した制裁措置を報告してきたのは、2010 年 4 月 7 日の時点で、国連加盟国 192 カ国のうち 85 カ国と国連総会オブザーバーである EU だけである。国連加盟国の半分にもいたっていない。日米のほかにも、六者会合に参加している韓国や中国、ロシアはすべて報告しているが、報告国の分布は地域で大きな差がある。国連の西ヨーロッパ・その他グループ 27 カ

国では26カ国、東ヨーロッパグループ23カ国では18カ国、朝鮮を除いたアジアグループ52カ国では26カ国が報告しており、これらの地域では比較的報告国が多い。しかし、ラテンアメリカ・カリブ海グループでは33カ国中9カ国に留まっており、アフリカグループ53カ国の報告国は5カ国のみである(United Nations, Security Council Committee [2011])<sup>3)</sup>。多くの中南米やアフリカ諸国では、対朝制裁決議に関心がないか、非協力的であると考えられる。

国連安保理決議による制裁の朝鮮経済に対する影響は、多くの部分で限定的である。制裁品目が大量破壊兵器関連物資や武器、奢侈品などに限られているため、その分野の対外経済活動が縮小したとしても、朝鮮の一般経済に与える影響がそれほど大きいとは考えられない。第1874号に基づいて創設された国連安保理制裁委員会の専門家パネルも、2010年5月12日に安保理宛に提出した報告書(2010年11月5日発表)で、「安全保障理事会の措置が北朝鮮の一般市民に打撃を与える深刻な経済的環境の原因と見なすことには困難がある」と評価している(United Nations, Security Council [2010: 45])。

さらに、制裁委員会に制裁状況を報告しない多くのアフリカや中南米諸国の中には対朝制裁決議に非協力的な国もあると考えられる。まして、制裁決議以前から朝鮮と武器取引があり、それが国防力維持の一端をなしている国は、制裁決議への協力によって自国の国防力が低下する可能性がある。そのような国は、対朝武器取引の必要性から対朝制裁決議の実施には非協力的と考えられよう。

## 第2節 アメリカ独自の対朝制裁

アメリカによる独自の対朝制裁は、朝鮮戦争勃発の3日後である1950年6月28日に対朝輸出を制限する輸出統制法(後の輸出管理法)が適用されたことに始まる。続く12月17日には敵国通商法に基づいた海外資産統制令によって対朝貿易が制限された(洪忠一 [2008: 3])。さらに、1987年11月29日に発生した大韓航空機爆破事件を受けて、1988年1月20日に朝鮮をテロ支援国家に指定した。従来、この敵国通商法とテロ支援国家指定が、アメリカによる経済制裁と考える向きもあったようである(『朝鮮新報』HP版2000年5月

12日)。

しかし、アメリカで公表されてきた対朝制裁に関する報告書によると、実際には、数多くの法令によって対朝制裁は実施されてきた。アメリカ財務省は、1998年7月6日に対朝制裁に関するファクトシートを発表した(U.S. Department of the Treasury [1998])。また、アメリカ議会調査局は2003年1月24日と2006年10月17日に対朝制裁に関する報告書を発表している(Rennack [2003]; [2006])。これらの報告書からは、アメリカによる独自の対朝制裁は、制裁内容によっては数多くの法令によって重複して実施している場合もあり、ある法令の適用が外れても、他の法令によって制裁が続けられる場合があることが理解できる。

2010年末現在、敵国通商法の適用とテロ支援国家の指定から朝鮮は外れている。敵国通商法の適用は、2008年6月26日にアメリカのジョージ・ブッシュ大統領が宣言8271(行政命令)に署名したことで、6月27日に終了した(U.S. Department of the Treasury [2008a])。テロ支援国家の指定は10月11日に外された(U.S. Department of State [2008a])。しかし、他の制裁と内容が重複しているものが数多くあるため、敵国通商法の適用とテロ支援国家の指定から外れても、アメリカの対朝制裁の内容はほとんど変わっていない。

2008年10月11日に朝鮮に対するテロ支援国家指定を解除すると同時に、アメリカ国務省は現在実行中の対朝制裁を整理した「ファクトシート—北朝鮮に関する既存の制裁措置と報告規定」を発表した。ファクトシートでは、制裁は発動要件別に6つに分けてあり、それを3つの分野に分けて表に示した(表1～3)。

核やミサイル、大量破壊兵器などを目的とした国連安保理制裁決議と異なって、表1から表3のように、アメリカによる独自の対朝制裁は人権問題や政治体制問題なども含めたさまざまな目的を持ち、重複した制裁内容を数多くの法令によって実施していることが理解できる。朝鮮社会科学院経済研究所所長である李幸浩が、アメリカの対朝制裁を「さまざまな形で同時に行う全面的な制裁」と論じているように、朝鮮でもこのことは認識されているようである(李幸浩 [2007])。

そのため、敵国通商法の適用とテロ支援国家の指定から朝鮮が外れたとはいえ、朝鮮関係資産の凍結や貿易制限、国際金融機関による対朝援助にアメリカ

力が反対する義務などはあらゆる法令によって続けられている。またアメリカ政府も、敵国通商法の適用が外れても、制裁内容に変化がないように措置を取っている。敵国通商法の適用が外れたことで一部の制裁内容が解除されることになったが、ブッシュ大統領は宣言 8271 に署名した 2008 年 6 月 26 日に大統領令 13466 に署名し、敵国通商法で適用していた朝鮮関連資産の凍結やアメリカ人による朝鮮籍船舶関連取引の禁止などを継続するようにした (U.S. Department of the Treasury [2008b])。

しかも、表 1 から表 3 がアメリカによる独自の対朝制裁のすべてとも言いにくい。なぜなら、アメリカでは制裁と認識されてなくても、朝鮮では制裁と認識されている措置があるからである。2005 年 9 月 15 日にアメリカ財務省は愛国者法 311 条に基づいて、マカオの銀行であるバンコ・デルタ・アジアを資金洗浄への関与が濃厚な金融機関に指定した (『朝日新聞』2005 年 10 月

表 1 2008 年 10 月 11 日時点におけるアメリカの対朝制裁  
(核問題や武器拡散に対する制裁)

制裁発動要件	適用法令	制裁内容
核や武器などの拡散活動に対する制裁	2000 年イラン・北朝鮮・シリア拡散防止法	連邦議会への報告義務と武器調達、援助、軍民両用品門の輸出許可の拒否
	ミサイル制裁法	武器輸出規制法、輸出管理法、アメリカ軍需品リストの規制ミサイル設備・技術の輸出禁止
	大統領令 12938 号、13382 号	援助、調達、輸入、武器輸出の禁止、国務省と商務省による輸出規制、多国間開発銀行からの援助反対、アメリカによる借款供与と着陸権の拒否、資産凍結
	1994、1995 年度外交授権法第 530 条 (b) 項	対外援助法の下での援助禁止 (人道援助を除く)
	1954 年原子力エネルギー法修正第 129 条	核協力の禁止
	武器輸出管理法第 101 条	特定の経済的・軍事的援助の停止
2006 年 10 月 9 日に行った核爆発実験に対する制裁	グレン修正条項 (武器輸出管理法 102 項 b)	あらゆる対外援助 (ただし人道援助、食糧援助、およびその他の農産物の援助を除く)、アメリカ政府による防衛関連品およびサービスの輸出、USML に記載されている品目の輸出許可、対外軍事融資、信用保証、またはその他の財政援助を禁止する。また、アメリカが国際金融機関からの援助に反対することを義務付け、アメリカによる特定の軍民両用品目の輸出を制限する

(出所) U.S. Department of State [2008b]。

表2 2008年10月11日時点におけるアメリカの対朝制裁  
(人権侵害や政治体制に対する制裁)

制裁発動要件	適用法令	制裁内容
人権侵害に対する制裁	対外援助法第116条(a)項、502B条	開発援助と安全保障上の援助(輸出とサービス提供を含む)の禁止
	2000年人身売買被害者保護法第110条	米朝関係改善目的以外の文化交流活動への参加拒否
	1998年国際的信仰自由法	通商法ジャクソン・バニック修正条項適用(最恵国待遇の付与制限)
共産主義国家であることに対する制裁	対外援助法第620条(f)項	いかなる共産国家に対しても、人道援助以外の対外援助のほとんどを拒否する
	1945年輸出入銀行法	朝鮮を含むマルクス・レーニン主義国家と輸出入銀行の取引を禁止する。大統領が、(1)当該国がもはやマルクス・レーニン主義国家ではなくなったと判断した場合、または、(2)当該の取引が「国家の権益」となると判断した場合には、輸出入銀行の融資提供が許可される
	グラム修正条項(ブレトンウッズ協定法43項)	アメリカ政府が、共産主義独裁政権による国際通貨基金(IMF)信用の利用を伴う融資に積極的に反対すること(棄権または反対投票をすること)を義務付ける。ただし、財務長官が、認定した場合は、この限りではない

(出所) U.S. Department of State [2008b]。

表3 2008年10月11日時点におけるアメリカの対朝制裁(その他の制裁)

制裁発動要件	適用法令	制裁内容
最近の大統領令による制裁	大統領令13466	対敵国通商法(TWEA)の下で凍結された朝鮮関連資産は引き続き凍結され、アメリカ人による朝鮮で登録された船舶または朝鮮国籍船舶に関与する取引を禁止する
具体的な活動に結び付けられていないその他の制裁	2008年国務省対外活動および関連計画歳出法第607条	対朝財政援助または補償を禁止している。これには、輸出入銀行またはその代理による直接融資、信用、保険、保証が含まれる
	国際武器取引規制(ITAR)	国連安保理決議1718の対象となっている防衛関連品および防衛サービスの対朝輸出または同国からの輸入に、アメリカが許可およびその他の承認を与えることが禁止されている
	対外援助法第307条	(国連児童基金を例外として)国際機関・プログラム勘定を財源とする国際機関への拠出金から、対朝プログラムについてアメリカの分担部分を差し引くことが義務付けられている

(出所) U.S. Department of State [2008b]。



17日)。そのため取り付け騒ぎが起こり、マカオ当局はバンコ・デルタ・アジアにある朝鮮関連の口座を凍結した。この措置を10月18日に朝鮮外務省代弁人が制裁措置であると批判した(朝鮮中央通信2005年10月18日発)。しかし、訪韓したアメリカ財務省金融犯罪取締班は、バンコ・デルタ・アジアに対する措置は制裁ではなく、金融システムの保護処置であると2006年1月23日に発表した(『東亜日報』(韓国)2006年1月24日)。六者会合で朝鮮関連の口座凍結解除が図られ、2007年6月25日に朝鮮外務省代弁人はこの問題の解決を宣言したが、これからもあり得る措置である(『労働新聞』2007年6月26日)。

また、表1から表3には含まれていないが、対朝制裁に関する法令と解釈され得るものもある。2004年10月18日に発効された2004年北朝鮮人権法は、202項bによって人道援助以外の対朝援助を制限している。これは対外援助法による援助制限と重複する部分があるので、見方によっては対朝制裁のための法律と解釈し得る。さらに、洪忠一[2008]は、キム・サンギ[2007:26]を引用しながら、輸出を制限する輸出管理法や、朝鮮の大量破壊兵器関連企業との取引を制限する北朝鮮脅威減少法(North Korea Threat Reduction Act of 1999)なども対朝制裁法令として論じている。何を対朝制裁法令とするかは、アメリカの省庁によっても認識が異なってくるので、明確な定義はない。

2008年10月11日に発表されたアメリカ国務省ファクトシート以降に新たに制定されたアメリカの対朝制裁法令は、2011年4月末の時点で2つある。1つ目は、2010年8月30日にアメリカのバラク・オバマ大統領によって署名された大統領令13551である。翌8月31日にアメリカ財務省は大統領令13551に基づいて、朝鮮大聖貿易総会社など5団体、3個人を資産凍結などで追加指定した(U.S. Department of the Treasury [2010])。さらに、2011年4月19日にもアメリカ財務省は大統領令13551に基づいて、朝鮮の東方銀行を資産凍結などで追加指定した(U.S. Department of the Treasury [2011b])。この時点で、アメリカによる対朝制裁として、資産凍結や渡航禁止の対象となったのは29団体と8個人となる。このなかには、国連安保理制裁決議に基づく資産凍結と渡航禁止の対象となっている8団体と5個人も含まれている。それ以外は、アメリカによる独自の対朝制裁によるものである。

2つ目は、2011年4月18日にオバマ大統領によって署名された大統領令13570である。この大統領令によって、朝鮮からアメリカへの物品やサービ

ス、技術の輸入は、いくつかの例外を除いて、全面禁止されることになった (U.S. Department of the Treasury [2011a])。

アメリカによる独自の対朝制裁は、その多くが以前から徐々に実施されてきたものであって、数多くの法令によって重複して定められているものの、朝鮮経済に急に影響を与えるものとは考えにくい。ただし、国際金融機関などによる融資を受けにくいなどの点があるため、将来の朝鮮経済の発展には影響を与えるかも知れない。また、アメリカによる独自の対朝制裁は、その多くが朝鮮側の具体的な行動に対して課せられたものであるため、たとえ朝鮮とアメリカの国交正常化が実現しても自動的に制裁が解除されるわけではない。朝鮮側の行動に対して、アメリカ政府が承認してはじめて解除されるものである。おそらく、将来も最も長期にわたって実施されるのは、国連安保理制裁決議や日本の独自制裁ではなく、アメリカの対朝独自制裁であろうと考えられる。

### 第3節 日本独自の対朝制裁

日本は、2006年7月5日からの独自制裁の以前にも、一時的な制裁措置を3回実施したことがある。まず、1983年10月8日に発生したアウン・サン廟での爆破事件に対して11月7日に発動した日朝外交官同士の接触停止などの4項目の対抗措置である(『朝日新聞(夕刊)』1983年11月8日)。次に、1987年11月29日に発生した大韓航空機爆破事件でも、1988年1月26日に同様の措置が発動された(『朝日新聞(夕刊)』1988年1月26日)。さらに、1998年8月31日に朝鮮から発射された飛翔体が日本上空を越えたいわゆるテポドン事件に対しては、9月1日に対朝人道援助や国交正常化交渉の停止などの措置が発動され(『朝日新聞』1998年9月2日)、翌2日にも追加措置が発動された(『朝日新聞』1998年9月3日)。しかし、日本では、これらを制裁措置として認識することは少ない。

また、2002年4月1日からキャッチオール規制(補完的輸出規制)が実施されているが、これも制裁措置としては扱われていない(安全保障貿易情報センター[2011])。これは輸出に当たり、製品や材料、技術が相手国によって大量破壊兵器やミサイルの開発と生産に利用される可能性がある場合に経済産業省

に輸出許可の申請を行う制度である。2008年11月1日からは通常兵器にも適用している。キャッチオール規制は、もともと2001年9月11日のアメリカ同時多発テロをきっかけに日本に導入された制度であって、朝鮮に対する制裁を目的としたものではなかった。しかし、キャッチオール規制の実効性向上のために経済産業省は、2010年9月3日現在、朝鮮の106の企業、政府機関、大学などを外国ユーザーリストとして公表している（経済産業省 [2010]）。外国ユーザーリストに登録されれば、大量破壊兵器等の開発などに用いられないことが明らかな場合を除き、その団体に対する輸出には経済産業大臣の許可が必要となる。そのため、実質的には対朝制裁に相当する措置になっている。

2006年7月5日から実施された制裁は、過去に行われてきた措置とは異なり、対朝制裁のために新たに改正・制定された3つの法律に基づく措置が加わっている。それは、「外国為替及び外国貿易法（略称：改正外為法）」（2004年2月26日改正施行）、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（略称：特定船舶入港禁止法）」（2004年6月28日施行）、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（略称：北朝鮮人権法）」（2006年6月23日施行、2007年7月6日改正施行）である。現在における日本の対朝制裁は、この3つの法律による措置が中心となっている。ただし、北朝鮮人権法は、制裁の発動要件に日本人拉致など人権問題を入れたものであって、制裁内容そのものを規定しているわけではない。また、実際の制裁実施においては、省令によって詳細な内容が定められている。

対朝制裁のための外為法改正と特定船舶入港禁止法制定は、いわゆるテポドン事件によって議員などから提起されていたが、実際に制定されたのは2002年9月17日に内閣首相である小泉純一郎が訪朝して以来、拉致問題によって対朝批判の世論が高まった後の2004年であった（Miyamoto [2006]）。しかも、実際に制裁が発動されたのは、正確には拉致問題がきっかけではない。2006年7月5日に朝鮮でミサイルが日本海に向けて連射され、朝鮮側が日朝平壤宣言を破ったと日本政府が判断したためである。それは、2004年5月22日に平壤を再び訪問した小泉純一郎が「平壤宣言を順守する限り、経済制裁措置の発動はしない」と約束したことによる（『朝日新聞』2004年5月23日）。

2006年7月5日の制裁では、特定船舶入港禁止法によって万景峰92号の入港禁止などの措置が取られた（「官房長官記者発表」2006年7月5日）。さら

に、7月15日の国連安保理決議第1695号の求める措置の実施として、9月19日に15法人、1個人への資金の移転を防止する措置が取られた(「官房長官記者発表」2006年9月19日)。第1695号は国連憲章第7章41条に基づく制裁決議ではないが、第4項において朝鮮のミサイルに関連する物資や技術の調達、ミサイルと大量破壊兵器に関する資金の移転を防止するよう要求しているため、それに対応したものである。

2006年10月9日の朝鮮による核実験によって制裁はさらに強まった。10月11日に特定船舶入港禁止法に基づいて全ての朝鮮籍船の入港を禁止、改正外為法に基づいて朝鮮からの輸入を全面禁止などの制裁措置が発動された(「官房長官記者発表」2006年10月11日)。北朝鮮人権法に基づいて、制裁の発動要件に拉致問題が明記されたのはこの措置からである。さらに、10月14日に採択された国連安保理決議第1718号に基づいて、日本政府は11月14日に24項目の奢侈品リストを発表した(「官房長官記者発表」2006年11月14日)。

次に、追加の制裁措置が発動されたのは、2009年4月5日に朝鮮から飛翔体が発射されたことによる。その飛翔体を弾道ミサイルと断定した日本政府は、4月10日に対朝渡航者の現金届け出基準額を100万円超から30万円超に引き下げ、対朝送金の報告基準額を3000万円超から1000万円超に引き下げる措置を発表した(「官房長官記者発表」2009年4月10日)。さらに国連安保理制裁委員会が4月24日に朝鮮の3団体を資産凍結の対象に指定すると、日本政府は5月22日には3団体に対する支払と資本取引を許可制対象として指定した(経済産業省[2009a])。

さらに、2009年6月12日に国連安保理決議第1874号が採択された後、6月16日に日本政府は独自の対朝制裁として、対朝輸出の全面禁止などの制裁措置を発動した(「官房長官記者発表」2009年6月16日)。第1874号に関連して日本政府は、7月7日にも朝鮮の核、弾道ミサイル、大量破壊兵器関連の計画や活動に貢献し得る資産の移転などの防止支払規制、支払手段などの輸出入規制、資本取引規制、役務取引規制(許可制)を発表した(経済産業省[2009b])。続けて、7月16日に国連安保理制裁委員会が資産凍結・渡航禁止の対象として新たに朝鮮の5団体・5個人を指定すると、日本政府は7月24日に5団体・5個人に対する支払と資本取引を許可制対象として指定した(経済産業省[2009c])。

制裁措置は、2010年になっても新たに追加されている。第1874号で求められている船舶検査に対応する法律が日本に存在しなかったため、新たに「北朝鮮特定貨物の検査等に関する特別措置法（略称：貨物検査特別措置法）」の制定が必要となった。しかし、法制定は遅れ、法案は2010年5月20日になって衆議院で可決し、28日に参議院で可決され、7月4日から施行された。ただし、2010年末時点では、この法律に基づいて実際に船舶検査を実施したことはない。

また、2010年3月26日に発生した韓国哨戒艇の沈没によって、制裁はさらに強められることになった。哨戒艇の沈没が朝鮮側の攻撃によるものと5カ国の軍民調査団が5月20日に調査結果を発表したことによって、5月28日に内閣は対朝渡航者の現金届け出基準額を30万円超から10万円超に引き下げ、対朝送金の報告基準額を1000万円超から300万円超に引き下げるなどの措置を決定した（「官房長官記者発表」2010年5月28日）。6月16日に財務省はその措置を7月6日から施行することを発表し、現在に至っている（財務省[2010]）。

日本独自の対朝制裁は、改正外為法や特定船舶入港禁止法、北朝鮮人権法を中心にして2006年から短期間の内に次々に実施されてきたものである。日本で制裁議論が活発となった2002年以降では日朝貿易額も急減しており、朝鮮経済にも何らかの影響を与えたと想定される。ただし、日本による独自の対朝制裁の目的は、もともとは朝鮮経済に対する影響ではなく、日本の安全保障（核とミサイル問題）や朝鮮の人権侵害問題（主に拉致問題）の解決である。それらは実現していない。ただし、日本の独自制裁の目的は、日朝平壤宣言で課題となった部分とも重なっている。そのため、日朝平壤宣言に基づいた日朝国交正常化が実現することになれば、制裁も解除されることになると考えられよう。

## 第4節 制裁解除を求める朝鮮の政策

国連安保理制裁決議や日米が対朝制裁を実施していることに対して、朝鮮は制裁の解除を要求している。朝鮮は国連制裁決議に反発しており、国連安保理制裁決議を遵守するはずもない。2006年10月14日に国連安保理決議第

1718号が採択されると、駐国連朝鮮大使である朴吉淵は決議を不当として拒否した（『朝日新聞』2006年10月16日）。そのため、国連安保理制裁決議や制裁委員会で定められた制裁品目の取引を朝鮮が自ら止めることは期待しにくい。

朝鮮側は、制裁を不当と見なす根拠も示している。それは、制裁が朝鮮戦争停戦協定に違反するというものである。2003年2月17日に発表された朝鮮人民軍板門店代表部代弁人の談話では、対朝制裁は停戦協定違反であると論じている（『労働新聞』2003年2月18日）。停戦協定15項では「朝鮮に対して如何なる種類の封鎖もできない」と定められている。朝鮮側では、この封鎖を制裁と見なしているわけである。さらに、封鎖は、戦争行為であるため、制裁は宣戦布告と同じであるというのが朝鮮側の解釈である。停戦協定の当事者すべてが承知している解釈ではないが、停戦協定に根拠をおくと国連安保理決議や日米の制裁は不当であり、宣戦布告と同じであると朝鮮では解釈していると考えられよう<sup>(4)</sup>。したがって、停戦協定を平和協定に代えることを主張する朝鮮にとって、国連安保理決議や日米の対朝制裁はいずれ解除しなくてはならないものとなってくる。

そのため朝鮮は制裁を宣戦布告と見なすと警告して、制裁発動そのものを思い止ませようともしてきた。第1718号を決議する3日前である2006年10月11日にも、朝鮮外務省代弁人は、圧力を加えてくるならば宣戦布告と見なすと発表した（『労働新聞』2006年10月12日）。朝鮮は、国連安保理決議に関して、制裁するなら宣戦布告と見なすと以前から何度も表明してきた。それは、朝鮮が1993年3月12日に表明した核不拡散条約（NPT）脱退の意思の再検討を要請した国連安保理決議第825号が5月11日に採択されたことに反発して、5月12日に朝鮮外務省代弁人が制裁を宣戦布告と見なすと発表したことに始まる（『労働新聞』1993年5月13日）。しかし、実際には、対朝制裁は次々に実施されており、それを解除することが朝鮮の課題となっている。

国連安保理制裁決議による制裁の解除を朝鮮側が要求したのは、第1718号が決議されて間もない頃である。第1718号が決議されてから最初に開催された2006年12月18日の六者会合の初日に、朝鮮首席代表の金桂冠は、2005年9月19日に発表された六者会合共同声明の履行を討議する条件として、国

連とアメリカによる制裁の解除を求めた(『朝日新聞』2006年12月19日)。ただし、アメリカによる独自制裁の解除が優先されたようである。2007年2月13日に発表された六者会合「共同声明の実施のための初期段階の措置」では、敵国通商法の適用とテロ支援国家の指定からの朝鮮の除外を討議することは明記されたが、国連安保理決議による制裁の解除は明記されなかった。

朝鮮が、国連安保理制裁決議や日本の制裁よりも、アメリカの制裁解除を優先したのは、朝米関係の改善が最も重要と考えたためと思われる。先に論じたように、アメリカの対朝制裁が急に朝鮮経済に影響を与えたとは考えにくい。経済的な理由によるものとは思われない。アメリカとの間で停戦協定を平和協定に代えることを要求している朝鮮にとっては、朝米関係の改善のステップとして制裁解除を要求することが重要であったと考えられよう。

朝鮮は、まずアメリカ財務省の措置によってバンコ・デルタ・アジアに凍結されていた約2500万ドル以上の朝鮮関連口座資金の解除を求めた。「共同声明の実施のための初期段階の措置」が発表された2007年2月13日にアメリカのクリストファー・ヒル国務次官補は、この問題を30日以内に解決すると表明した(『朝日新聞』2007年2月14日)。3月14日にアメリカ財務省はバンコ・デルタ・アジアとアメリカの金融機関の取引を禁止し、凍結された朝鮮関連の口座の処置はマカオ当局に委任されることになった(U.S. Department of the Treasury [2007])。口座の資金は他の銀行に送られることになったが、送金先の中国銀行が資金の受け入れを拒否したため問題は解決されず、3月19日から開催されていた六者会合は、朝鮮代表の帰国によって22日に休会した。この問題は、最終的には6月23日にロシアの極東商業銀行にある朝鮮関連口座に資金が送金されたことで解決した(『朝日新聞(夕刊)』2007年6月25日)。この問題が解決したことによって、6月26日に国際原子力機関(IAEA)の査察責任者であるオリ・ハイノネン事務次長などのIAEA代表団を朝鮮は受け入れ、非核化作業に着手し始めた(『朝日新聞』2007年6月27日)。

次に、朝鮮側が解除を要求していたのは、テロ支援国家の指定と敵国通商法の適用である。2007年9月3日に朝鮮外務省代弁人は、アメリカがテロ支援国家の指定と敵国通商法の適用から朝鮮を外すことに合意したと発表した(朝鮮中央通信2007年9月4日発)。10月3日に発表された六者会合「共同声明の実施のための第2段階の措置」でも、朝鮮側の行動と並行して、制裁解除

を進めることが明記された。その解除のために、朝鮮は2008年6月に次々と措置を実施していった。まず、2008年6月10日に朝鮮外務省代弁人はあらゆるテロとその支援に反対する声明を発表した(『労働新聞』2008年6月11日)。また、拉致問題を理由にテロ支援国家の指定から朝鮮を外すことに反対の声が多い日本と6月11日から12日まで交渉し、朝鮮側が日本人拉致の再調査と「よど号」ハイジャック事件関係者を引き渡すことで調整することを約束し、日本側が制裁の一部を解除することで合意した(『朝日新聞』2008年6月14日)<sup>(5)</sup>。さらに、「共同声明の実施のための第2段階の措置」に定められていた「核計画の申告」を2008年6月26日に中国に提出した(『朝日新聞』2008年6月27日)。これを受けて、アメリカは6月26日にテロ支援国家指定の解除を決定し、6月27日に敵国通商法の適用を外した。

ただし、実際にテロ支援国家指定から朝鮮が外されるには時間がかかった。2008年8月11日に解除予定であったが、延期になった。アメリカが核計画の検証の手続きについて朝鮮側と合意できなかったことを問題にしたためである(『朝日新聞』2008年8月12日)。すると、8月20日に朝鮮外務省代弁人は、アメリカが求める水準の検証を不当として批判した(朝鮮中央通信2008年8月21日発)。反発した朝鮮は、8月26日に朝鮮外務省代弁人を通じて、核施設の無力化作業を一時中断する措置を取ったことを発表した(朝鮮中央通信2008年8月27日発)。そのため、アメリカは事実上、朝鮮の主張を受け入れて、10月11日にテロ支援国家の指定から朝鮮を外す手続きを終えた。

その後の朝米間の対立によって、六者会合が開催されていないため、国連安保理決議による制裁の解除については六者会合で議論されていない。しかし、朝鮮は、六者会合再開の条件として、国連安保理決議による制裁の解除を求め始めている。2009年12月8日から10日まで訪朝したアメリカのスチーブン・ボズワース特別代表(北朝鮮政策担当)に対し、姜錫柱外務省第一副相は、六者会合に復帰する条件として国連安保理決議による制裁の解除を遠回しに求めたという(『朝日新聞』2010年1月4日)。2010年1月11日に朝鮮外務省代弁人は、制裁が解除されれば六者会合は開催されると声明で発表した(『労働新聞』2010年1月12日)。この声明における制裁は、国連安保理決議やアメリカなどすべての制裁を意味することが、1月12日に駐国連朝鮮大使である申善虎によって明らかにされた(『朝日新聞』2010年1月14日)。12月8日



から9日まで訪朝した中国国務委員である戴秉国に対しても、朝鮮側は国連安保理決議の制裁などの解除を六者会合復帰の条件として伝えた（『朝日新聞』2010年12月17日）。そのため、朝鮮は、たとえ制裁解除前に六者会合に復帰したとしても、国連安保理決議や日米の制裁の解除を要求し続けていくと考えられよう。

## 第5節 経済的影響に対する朝鮮の政策

国連安保理制裁決議が経済に与える影響に対する朝鮮の政策は、大きく2つに分かれる。1つ目は、制裁品目の取引をさまざまな手段を使って維持していくことである。制裁品目の取引は、相手国の需要もあるため、制裁があっても急に中断できるとは考えにくい。2つ目は、制裁品目以外での貿易拡大によって、制裁の影響を可能な限り軽微にすることである。

制裁品目の取引は相手側の承諾があって可能となる。相手国が国連安保理制裁決議を遵守しなければ、朝鮮も制裁品目の取引を続けるであろう。第1節で論じたように、中南米やアフリカの多くの国が、国連安保理決議第1718号と第1874号に応じた自国の措置を制裁委員会に報告していない。これら国々の中には、代替手段の欠如などによって、以前から行ってきた朝鮮との制裁品目の取引を中断できない事情があるのかも知れない。国連安保理制裁委員会の専門家パネルも、2010年5月12日に安保理宛に提出した報告書で、制裁措置の報告遅延や未報告の国々と朝鮮が歴史的に貿易を続けてきたことを指摘している（United Nations, Security Council [2010: 16]）。

専門家パネルの報告書によると、第1874号の決議以来、国連安保理が受け取った違反ケースは6件であった（United Nations, Security Council [2010: 18]）。また、他国籍の船舶を利用したり、コンテナに虚偽のラベルを貼ったり、分解して輸送したり、輸送ルートを複雑にしたりなどして、朝鮮が制裁品目の取引を続けようとしていると報告している（United Nations, Security Council [2010: 23-25]）。このように朝鮮が、さまざまな手段を使って、制裁品目の取引を続けようとしていることがわかる。

しかし、専門家パネルの報告書によると、国連安保理制裁決議は、朝鮮によ

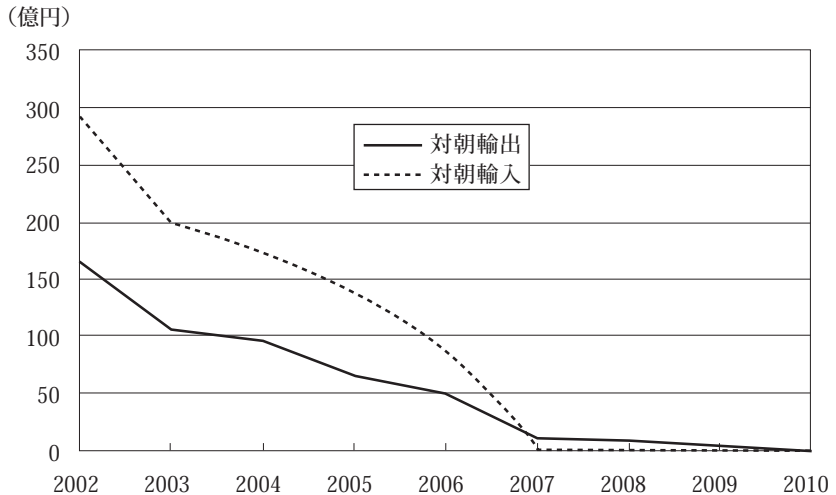
る核やミサイル、大量破壊兵器、武器などの輸出能力を著しく制限し、実際にいくつかの朝鮮との取引を中断させたと報告している。ただし、制裁決議による措置が、朝鮮の一般経済に与える影響はそれほど大きくないようである。専門家パネルの報告書でも、制裁決議の措置は朝鮮の指導層に影響を与えたが、朝鮮の深刻な経済状況の原因とは言いにくいと報告している (United Nations, Security Council [2010: 44-46])。もともと国連安保理制裁決議による制裁品目は、武器や奢侈品などに関するものであって、朝鮮の一般経済に与える影響は限られている。そのため、国連安保理制裁決議に対応するために、朝鮮側が貿易拡大を図る必要に迫られているとは考えにくい。

アメリカの独自制裁は、長期にわたって徐々に実施されてきたものであるため、朝鮮経済に急に影響を与えるようなものではない。それに、もともと朝米貿易はほとんど皆無に等しい状況であるため、アメリカが新たに制裁を加えても、朝米貿易に変化があるとは思われず、朝鮮経済にもほとんど影響はないと考えられる。グレン修正条項やグラム修正条項などの国際金融機関からの援助を拒む制裁は、将来において朝鮮の経済発展に一定の支障を与えることも想定されるが、現在ではその影響は見られない。したがって、朝鮮側では、アメリカの独自制裁による経済的な影響に直ちに対応しなければならない状況とは考えにくい。

一方、対朝貿易を禁じた日本の独自制裁は、日朝貿易に影響を与えている。小泉訪朝が行われ、拉致問題によって対朝制裁議論が活発となり始めた2002年の日本の対朝貿易額は、輸出額が約165億4837万円であり、輸入額が約294億213万円であった。以降は減少の一途をたどり、制裁発動後の2007年に対朝輸入額はゼロとなり、2010年に対朝輸出額もゼロとなった。制裁発動以前からの減少も含めれば、日朝貿易の急減が朝鮮経済に全く影響を与えなかったとは考えにくい(図1)。

しかし、日朝貿易の急減が朝鮮経済に深刻な影響を与えたかという疑問である。制裁以前の日朝貿易急減の一因として、朝鮮側が制裁発動に備えて、あらかじめ日朝貿易に対する依存度を減らしていたことが考えられるからである。日本が対朝制裁を発動した2006年には、2002年の約3分の1にまで貿易額が減少していた。朝鮮側が日本の制裁発動に備えて日朝貿易に対する依存度を減らしていたのであれば、あらかじめ他国との貿易を拡大して、制裁によ

図1 日本の対朝貿易推移（貿易額）



(出所)財務省「貿易統計」。

(注)輸出：FOB 価格、輸入：CIF 価格。

る影響を最小限に食い止めていたであろう。朝鮮の対中貿易の拡大についての詳細は第5章に譲るが、日朝貿易の急減による朝鮮経済への影響は、対中貿易の拡大によって抑えられていた可能性はある。

## むすび

対朝制裁は、国際的な枠組みとしての国連安保理制裁決議と日米などの各国による独自の制裁措置によって成り立っている。しかし、各々内容や目的が異なっており、また朝鮮経済に与える影響もそれぞれ異なっている。

国連安保理制裁決議は、朝鮮の核やミサイル、大量破壊兵器などの問題解決を目的としており、国連憲章第7章41条に基づいた国際的な枠組みによる対朝制裁である。ただし、国連安保理決議は、国連加盟国に対朝制裁を義務付けているが、実施しなくても罰則があるわけではないので、制裁措置を各国が遵守しているとは限らない。さらに、制裁決議に応じた制裁措置を報告しない国々

が国連加盟国の過半数を占めているため、決議に無関心か非協力的な国々も多い。しかも、国連安保理制裁決議による制裁品目は、核やミサイル、大量破壊兵器関連物資、武器、奢侈品などの分野に限られており、もともと朝鮮の一般経済に与える影響が大きいとは考えにくい。

アメリカによる独自の対朝制裁は、長期にわたって、数多くの法令によって実施されており、その目的も多様である。そのために、1つの法令の適用が外れても、他の法令によって同じ制裁が続くことがあり、解除は容易ではない。ただし、長期にわたって徐々に実施されてきた制裁であるため、朝鮮経済に急に影響を与えるようなものではない。それに、もともと朝米貿易はほとんど皆無に等しい状況であるため、アメリカが新たに制裁を加えても、朝鮮経済に影響を与えとは考えにくい。

日本による独自の対朝制裁は、アメリカによるものとは大きく異なり、目的が限られ、少ない法令によって短期間で次々に実施されたものである。目的が限られ、少ない法令による制裁なので、条件さえ整えば、制裁解除も比較的迅速に進むものと考えられる。ただし、制裁議論が活発になってから短期間で日朝貿易を全面禁止にしたため、朝鮮経済にも何らかの影響を与えたと考えられる。

朝鮮は、それらの制裁に対して解除を要求している。その理由は、朝鮮経済に対する影響がほとんどないアメリカによる独自制裁の解除を優先させたように、経済的な要因によるものではないと考えられる。朝鮮は、制裁を停戦協定違反と見なしている。そのため制裁解除は、アメリカとの関係を改善し、従来から要求している停戦協定を平和協定に代えるための布石と考えられる。したがって、制裁解除前に六者会合に復帰したとしても、朝鮮は制裁解除を続けて要求していくことが容易に予想される。

朝鮮が経済的な要因で制裁解除を求めているのではなくとも、制裁が朝鮮経済に与える影響を朝鮮が懸念していないわけではない。朝鮮は制裁の経済的な影響を抑えようとしている。国連安保理決議による制裁品目については、決議を拒否して、取引を続けようとしている。長期的には朝鮮による制裁品目の取引が困難になることは否めないが、さまざまな手段によって取引を続けようとしていることが専門家パネルの報告書からうかがえる。また、朝鮮の一般経済に何らかの影響があると考えられる日本の対朝制裁については、制裁発動以

前からあらかじめ対日貿易依存度を減らしたり、対中貿易を拡大したりして、制裁による影響を最小限に抑えていたと考えられる。

このように、国連安保理制裁決議やアメリカと日本の対朝制裁は、それぞれ異なった目的と内容、効果があることが理解できる。そのために、それぞれの対朝制裁にない部分を、お互いに補う効果もあると考えられる。しかし、制裁の本来の目的は、朝鮮経済に影響を与えようとすることで、政治的な目的を達成することである。その点で国連安保理決議による対朝制裁も日米による独自の対朝制裁も、まだ目的を達成していない。少なくとも現時点においては、国連安保理決議による対朝制裁や日米による独自の対朝制裁に成果があったと評価することは難しいといえよう。

### 【注】

- (1) 国連安保理制裁決議以前から実施されていたオーストラリアによる独自の対朝制裁は、2006年9月16日から金融取引の制限 (Commonwealth of Australia [2006])、10月10日から朝鮮公民へのビザ発行原則禁止、朝鮮籍船舶の入港禁止であった (Australian Government, Department of Foreign Affairs and Trade [2011])。カナダやEUの独自制裁は、国連安保理制裁決議後に実施されたものである。
- (2) 中国は、2010年末の時点で奢侈品のリストを公表していないため、国連安保理決議を遵守しないで、奢侈品の輸出を続けている可能性がある (浅野 [2001: 22-23])。
- (3) アメリカとキリバスは、どのグループにも属さない。
- (4) 第1874号が決議されたときには、封鎖について解釈の変化があった。決議の翌日である2009年6月13日に朝鮮外務省は声明を発表し、「封鎖を試みれば」戦争行為と見なすと述べたが、制裁そのものを宣戦布告と見なすとは述べなかった (『労働新聞』2009年6月14日)。「封鎖を試みれば」としているところから、この封鎖の意味は海上での船舶検査と考えられる。
- (5) この合意については、2008年9月1日に内閣首相である福田康夫が辞意を表明したことを受けて、9月4日に朝鮮側が、拉致被害者再調査のための委員会の立ち上げを見送ることを日本側に通達し、現在でも実行されていない (『朝日新聞

(夕刊』2008年9月5日)。

## 【文献目録】

### <日本語文献>

浅田正彦 [2011] 「国連による北朝鮮制裁と輸出管理」(『CISTEC Journal』 第131 1月 14-24 ページ)、<http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/link/asada04-shiten.pdf> 2011年3月1日アクセス)。

安全保障貿易情報センター [2011] 「経済制裁措置」2011年4月12日、([http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/saikin\\_keizaiseisai/index.html](http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/saikin_keizaiseisai/index.html) 2011年6月7日アクセス)。

経済産業省 [2009a] 「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与する者に対する資産凍結等の措置等について」(『News Release』2009年5月21日、[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/seisai/kitachosen/20090521\\_076\\_sn.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/seisai/kitachosen/20090521_076_sn.pdf) 2011年3月9日アクセス)。

—[2009b] 「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連計画又は活動に貢献し得る資産の移転等の防止措置について」(『News Release』2009年7月6日、[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/seisai/kitachosen/20090706\\_072\\_sn.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/seisai/kitachosen/20090706_072_sn.pdf) 2011年3月1日アクセス)。

—[2009c] 「北朝鮮の核関連、その他の大量破壊兵器関連及び弾道ミサイル関連計画に関与するものに対する資産凍結等の措置等について」(『News Release』2009年7月23日、<http://www.meti.go.jp/press/20090723001/20090723001.pdf> 2011年3月1日アクセス)。

—[2010] 「外国ユーザーリスト」2010年9月3日 (<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/enduserlist.html> 2011年3月1日アクセス)。

洪忠一 [2008] 「米国による対朝鮮経済制裁関連法の主な内容と解除の要件」(『朝鮮大学校学報』第8号 12月 3-17 ページ)。

財務省 [2010] 「北朝鮮向け現金等の持ち出しについて届出を要する金額(下限額)及び北朝鮮向け支払について報告を要する金額(下限額)の引下げについて」(『報道発表(2010年6月16日)別紙』、<http://www.mof.go.jp/jouhou/kokkin/>

- kitachousen\_220616\_2.htm 2011年3月1日アクセス)。  
寺林裕介 [2009] 「北朝鮮の核実験と国連安保理決議 1874- 具体的な実効性を伴った  
対北朝鮮制裁決議」(『立法と調査』第296号 9月 63-73 ページ)。  
李幸浩 [2007] 「米国の対朝鮮経済制裁」(『Erina Report』第78号 11月 15-17 ペー  
ジ)。

<朝鮮語文献>

- キム・サンギ [2007] 「対北経済開発の有効性分析：実態と効果」ソウル 韓国開発  
研究 院 ( <http://210.114.108.22/pub/docu/kr/AH/BB/AHBB2007AAJ/AHBB-2007-AAJ.PDF> 2011年3月8日アクセス)。

<英語文献>

- Australian Government, Department of Foreign Affairs and Trade [2011] “Australia’s Autonomous Sanctions: Democratic People’s Republic of Korea (North Korea)” ([http://www.dfat.gov.au/un/unsc\\_sanctions/north-korea-bilat.html](http://www.dfat.gov.au/un/unsc_sanctions/north-korea-bilat.html) 2011年3月1日アクセス)。  
Commonwealth of Australia [2006] “Banking (Foreign Exchange) Regulations 1959,” *Gazette*, No. S176, 19 September 2006 ( [http://www.ag.gov.au/portal/govgazonline.nsf/D72C84F23AB4E4B6CA2571EE0019E4BB/\\$file/S176.pdf](http://www.ag.gov.au/portal/govgazonline.nsf/D72C84F23AB4E4B6CA2571EE0019E4BB/$file/S176.pdf) 2011年3月1日アクセス)。  
Miyamoto, Satoru [2006] “Economic Sanctions by Japan against North Korea: Consideration of the Legislation Process for FEFTCL (Feb. 2004) and LSMCIPES (June. 2004),” *International Journal of Korean Unification Studies*, Vol.15, No.2, pp. 21-46 ( <http://www.kinu.or.kr/upload/neoboard/DATA03/IJKUS15-21.pdf> 2011年6月7日アクセス)。  
Rennack, Dianne E. [2003] “North Korea: Economic Sanctions (updated January 24, 2003),” *Congress Research Service (CRS) Report* ( <http://www.fas.org/man/crs/RL31696.pdf> 2011年3月1日アクセス)。  
— [2006] “North Korea: Economic Sanctions (updated October 17, 2006),” *Congress Research Service (CRS) Report* ( <http://www.fas.org/sgp/crs/row/RL31696.pdf> 2011年3月1日アクセス)。

- United Nations, Security Council [2009] “Letter Dated 16 July 2009 from the Acting Chairman of the Security Council Committee Established Pursuant to Resolution 1718 (2006) Addressed to the President of the Security Council” ( <http://www.un.org/sc/committees/1718/pdf/S2009364E.pdf> 2011年3月1日アクセス).
- [2010] “Note by the President of the Security Council” ( [http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/link/nk\\_report\\_english.pdf](http://www.cistec.or.jp/export/keizaiseisai/link/nk_report_english.pdf) 2011年6月10日アクセス).
- United Nations, Security Council Committee [2009] “List of Entities, Goods and Individuals Subject to the Measures Imposed by Paragraph 8 of Resolution 1718 (2006)” ( [http://www.un.org/russian/sc/committees/1718/1718\\_list\\_of\\_entities.pdf](http://www.un.org/russian/sc/committees/1718/1718_list_of_entities.pdf) 2011年3月1日アクセス).
- [2011] “Reports from Member States Pursuant to Paragraph 11 of Resolution 1718 (2006) and Paragraph 22 of Resolution 1874 (2009)” ( <http://www.un.org/sc/committees/1718/mstatesreports.shtml> 2011年5月11日アクセス).
- U.S. Department of State [2008a] “U.S.-DPRK Agreement on Denuclearization Verification Measures” ( <http://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2008/oct/110922.htm> 2011年3月1日アクセス).
- [2008b] “Existing Sanctions and Reporting Provisions Related to North Korea” ( <http://2001-2009.state.gov/r/pa/prs/ps/2008/oct/110923.htm> 2011年3月1日アクセス).
- U.S. Department of the Treasury [1998] “North Korea Sanctions” ( <http://oldsite.nautilus.org/archives/library/security/references/sanctions.html> 2011年3月1日アクセス).
- [2007] “Treasury Finalizes Rule against Banco Delta Asia BDA Cut off from U.S. Financial System” ( <http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/hp315.aspx> 2011年3月1日アクセス).
- [2008a] “Presidential Documents: Termination of the Exercise of Authorities under the Trading with the Enemy Act with Respect to North Korea,” *Federal Register*, Vol. 73, No. 125, Proclamation 8271 of June 26, 2008 ( [http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/nk\\_proc.pdf](http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Programs/Documents/nk_proc.pdf) 2011年3月1日アクセス).
- [2008b] “Presidential Documents: Continuing Certain Restrictions with Respect



to North Korea and North Korean Nationals,” *Federal Register*, Vol. 73, No. 125, Executive Order 13466 of June 26, 2008 ( <http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Documents/nkeo.pdf> 2011年3月1日アクセス).

- [2010] “Presidential Documents: Blocking Property of Certain Persons with Respect to North Korea,” *Federal Register*, Vol. 75, No. 169, Executive Order 13551 of August 30, 2010 ( <http://edocket.access.gpo.gov/2010/pdf/2010-22002.pdf> 2011年3月1日アクセス).
- [2011a] “Presidential Documents: Prohibiting Certain Transactions with Respect to North Korea,” *Federal Register*, Vol. 76, No. 76, Executive Order 13570 of April 18, 2011 ( <http://edocket.access.gpo.gov/2011/pdf/2011-9739.pdf> 2011年5月13日アクセス).
- [2011b] “Treasury Designates Financial Institution Involved in Facilitating North Korea’s Illicit Activities” ( <http://www.treasury.gov/press-center/press-releases/Pages/tg1146.aspx> 2011年5月11日アクセス).